

検 定 意 見 書

受理番号 103-191		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	10	下	「音の名前」の13行「派生音（鍵盤楽器の黒鍵の音）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（全ての派生音が鍵盤楽器の黒鍵の音であるかのように読み取れる。）	3-(3)	
2	13	2	「肺で生まれた呼吸（排出する空気）」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「呼吸」について誤解するおそれがある。）	3-(3)	
3	13	中	「歌声づくりのポイント」の①の1～2行「姿勢、特に肺がある胸の位置を下げずに、徐々に息を出していくようにしましょう。」	生徒にとって理解し難い表現である。（「姿勢」についての説明が不足している。）	3-(3)	
4	36	下右	「エディット・ピアフ」及びその上の写真	生徒にとって理解し難い表現である。（「エディット・ピアフ」についての説明が不足している。）	3-(3)	
5	43		楽譜「三味線」パート（全体）	生徒にとって理解し難い表現である。（調弦が示されていないため、演奏に当たり理解し難い。）	3-(3)	
6	43		楽譜の6段3小節上の「8分音符2つ＝8分音符2つ」の表示	楽譜の表記が不適切である。（対応する表示がない。）	固有 3-(1)	
7	50	上左	「よく聴き合って合唱しよう」	表記が不統一である。（2ページ「目次」上右の「混声合唱を美しく響かせよう」）	3-(4)	
8	57	下	「Action I」の楽譜の2段3～4小節	生徒にとって理解し難い表現である。（演奏方法についての説明が不足している。）	3-(3)	
9	58	下	「「交響曲第1番」から第4楽章」の楽譜冒頭の「AR1」	不正確である。（パートの表示）	3-(1)	
10	71	上左	三味線の棹の図版下の「0」の右上の「*」印 他に、106ページ下左の「反行形」の右上の「*」印	生徒にとって理解し難い表現である。（「*」印が何を意味しているのかが分かりにくい。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-191		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	72		楽譜「箏」パートの1段5小節 他に、73ページ上左の「スクイ爪」及び「流し爪」	生徒にとって理解し難い表現である。 (演奏に当たり奏法についての説明が不足している。)	3-(3)	
12	83	上	「ヒント3)」の「動議」	誤記である。	3-(2)	
13	83	中	「STEP 3) (全体)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (2種類の対旋律を加えるように読み取れる。)	3-(3)	
14	92	上	「無伴奏チェロ組曲第1番 BWV1007」の4行「当時流行していた新しい舞曲を組み込んだ意欲作です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「当時流行していた新しい舞曲」の意味が分かりにくいいため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
15	93	中	「クラリネット・ソナタ第2番 op.120-2」の4～5行「第2楽章はコラール風の間奏曲」	不正確である。 (第2楽章全体の特徴とは言い難い。)	3-(1)	
16	93	中	「アダージョとアレグロ op.70」の3～4行「ゆったりとした第1楽章のアダージョと、軽快な動きをもつ第2楽章のアレグロで構成されます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (この作品では一般的に楽章とは言い難いため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
17	96	下右	「第4曲 山の魔王の宮殿にて」の1～2行「なろうしますが」	誤記である。	3-(2)	
18	102 - 103		「豪華列車「オリエント急行」の旅を描くドラマ」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (吹奏楽とブラスバンドの違いが分かりにくいいため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
19	104	上	「ラプソディ・イン・ブルー」の5～6行「「シンフォック・ジャズ」と呼ばれる独自の管弦楽の響きをつくり上げました。」	不正確である。 (「シンフォック・ジャズ」)	3-(1)	
20	105	上	「バレエ組曲「エスタンシア」op.8a」の1～2行「アルベルト・ヒナステラ(1916～83)が、1941年に初演したバレエ音楽を1943年に組曲として再構成して発表した作品です。」	不正確である。 (「1941年に初演したバレエ音楽」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-192		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	30 -	33	「ばらの花」(楽譜全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ギター1」パートの水色の塗りつぶし部分の演奏方法と楽譜上に記されたコードネームとの関係が分かりにくい。)	3-(3)	
2	54	上右	「能楽…中世に成立した劇場音楽で、 優美な歌舞劇である能と、滑稽なせり ふ劇である狂言からなる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「劇場音楽」の意味が分かりにくい ため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
3	56	2	「能は、室町時代の初め頃に誕生した 日本で最初の演劇です。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本で最初の演劇」の意味が 分かりにくい ため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
4	60	下右	「花巻まつり・岩手県」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「鹿踊り」と「しし踊り」との 関係が 分かりにくい。)	3-(3)	
5	68	上	「音階を比較するために」の2～3行 「イギリスの音響学者A.J. エリスは、 1オクターヴを1200、半音を100とす るcentという単位を考案しました。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (どの音律でも半音は100centであるか のように読み 取れる。)	3-(3)	
6	69	中右	「インド古典音楽の音階」の5～7行 「独奏者が基音を見失わぬよう、鳴ら し続けるドローン(持続音)が欠かせ ません。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「基音」についての説明が不足して いる。)	3-(3)	
7	109	上右	「3. 補助的な用語」の6行「piu」及 び8行「poco a poco (最初の「c」上 にアクセント記号)」	不正確である。 (アクセント記号)	3-(1)	
8	109	中右	「4. 奏法に関する用語と記号」の12 行「portament」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な綴りと異なるため、誤解す るおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-193		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	52	中	「memo」の1～2行「原曲はイングランド南部のレディング修道院起源とされる二重カノン。主旋律に、全曲を通して低音で歌われるパート（「ベス」と呼ばれる）が2つ加えられている。」	生徒にとって理解し難い表現である。（「二重カノン」についての説明が不足している。）	3-(3)	
			」			
2	73	中右	「鷺舞」の2～3行「舞に伴う唄は、今日の狂言にもみられるものである。」	生徒にとって理解し難い表現である。（「今日の狂言」の意味が分かりにくい。）	3-(3)	
3	101	上右	「反行形：2つの声部が反対方向に動く旋律の形。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（反行形が2つの声部であるかのように読み取れる。）	3-(3)	
4	110	中右	「声楽曲」の4行「オペラ・ブッフア」	生徒にとって理解し難い表現である。（用語の説明が不足している。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-194		学校 高等学校		教科 芸術	種目 音楽Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	6	7	「譜例①は「La serenata」, 歌の9～10小節目のメロディーを簡略化したものである。」及びその下の「譜例①」の楽譜	生徒にとって理解し難い表現である。 (「簡略化」の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
2	9	2 - 3	「表現と鑑賞の両面から、表現を生み出す音楽の要素について理解を深めよう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「表現」の意味を誤解するおそれがある。)	3-(3)	
3	21	下	「音楽を聴いて感じたことを自分の言葉で書いてみよう」の左2～3行「中学校での学習を生かしながら、音楽を聴いて感じたことを、自分の言葉で文章にして発表してみよう。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「音楽Ⅰ」での学習について触れられていない。)	3-(3)	
4	24		「0 mio babbino caro」	改編前の原調名を記載していない。	固有 2-(3)	
5	54		「①アンサンブルの曲をつくろう」及び「②みんなでアンサンブルをしよう」(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (どのような活動をするのが分かりにくい。)	3-(3)	
6	78		楽譜「ベース(ピアノ)」パートの1段2小節上の「pizz.」	生徒にとって理解し難い表現である。 (演奏に当たり用語の説明が不足している。)	3-(3)	
7	91	中左	「中ノリ」の1行「上の句8文字, 下の句8文字」及び「大ノリ」の1行「上の句4文字, 下の4文字」	表記が不統一である。 (「下の句」と「下の」)	3-(4)	
8	96	下左	「私を死なせてください」の楽譜冒頭の「ハ音記号」	生徒にとって理解し難い表現である。 (記号の意味が分かりにくい。)	3-(3)	
9	98	下右	「コラム」の9～11行「フランスの作曲家ジョリヴェ(1905-1974)の「オンド・マルトノ協奏曲」は、1928年に発表された電気楽器(電子楽器)による協奏曲。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (1928年に発表されたのは曲なのか、楽器なのか分かりにくいいため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	
10	99	下右	「参考曲/古典派②」の「オペラ「セビリヤの理髪師」」(全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (古典派の参考曲として掲載されているため、誤解するおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-195		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (B鑑賞(1)イ(イ))	2-(1)	
2	全巻		図書の内容全体	学習指導要領の内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (3(3),美術Ⅰの3(8)内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、…作品について批評し合う活動などを取り入れるようにする。)	2-(1)	
3	全巻		図書の内容全体	学習指導要領の内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (3(3),美術Ⅰの3(9)…美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。)	2-(1)	
4	37	右上	全国共済農業共同組合連合会	誤記である。 (共同)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-196		学校 高等学校		教科 芸術	種目 美術Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	2	左下	絵とは何を描くものなのか 説明文1行 スイス生まれ	誤記である。 (産まれ)	3-(2)	
2	13	右上	母と子 キャプション プーシキン美術館蔵 [ロシア]	誤りである。 (所蔵館)	3-(1)	
3	22	左上	琳派 ー継承と創造の系譜ー 及び, 73ページ右下 琳派 ー継承と想像の系譜ー	相互に矛盾している。	3-(1)	
4	26	右上	俵谷宗達	誤記である。 (谷)	3-(2)	
5	39	中	説明文5行 大理石から繊細に掘り出した。	誤記である。 (掘り)	3-(2)	
6	40	左下	NO MORE HIRISHIMA! 図版内 Toppan Printing Co., ltd. Takeo Co., ltd.	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
7	46	左中	イームズラウンジチェア・オットマン キャプション	不正確である。 (サイズ)	3-(1)	
8	61	右下	クリスチャン・ボルタンスキー [フラン ス・1944～]	不正確である。 (没年が示されていない。)	3-(1)	
9	64	中上	莫高窟の壁画 第249窟 キャプション 南東30000m	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (石窟が南東30000mに渡り存在しているかのように 読める。)	3-(3)	
10	67	全体	エッチングで銅版画をつくる	材料の扱いが不適切である。 (薬品使用時における換気)	固有 2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-197		学校 高等学校		教科 芸術	種目 工芸Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領の内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (3(3), 工芸Ⅰの3(8) …工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする。)	2-(1)	
2	2	左中	44 カメラの図版内 OLYMPUS	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
3	3	右中	道具の知恵 及び、35ページ左上 道具と知恵	相互に矛盾している。	3-(1)	
4	3	右中	椅子の変遷に見る近代ものづくり史 及び、39ページ 上 椅子の変遷に見るものづくり史	相互に矛盾している。	3-(1)	
5	18	左上	説明文4-5行 加熱して融かした金属 及び、19ページ中央 金属を流し込む 左説明文1-2行 火に かけて溶かす。右説明文2行 溶けた 金属	表記が不統一である。 (融、溶)	3-(4)	
6	20	左中	家族の食卓でサラダを盛る大皿の制作 及び、説明文1行 大鉢 その他、制作過程説明文内 鉢	相互に矛盾している。	3-(1)	
7	22	左中	ソーダガラス成分 その他 10%	不正確である。 (10%)	3-(1)	
8	32	右中	1673年…〔オランダ〕東インド会社が 茶の買い付けを開始。	不正確である。 (年代)	3-(1)	
9	36	左上	03岩手県 秀平塗 この他、15新潟県 おじやつむぎ、24 三重県 よつかいち、37ページ 28兵庫 県 いしずやき、42長崎県 三河内焼	誤記である。	3-(2)	
10	39	右下	年表中 19世紀後半 アーツ・アンド ・クラフツ運動 及び、40ページ右上 19世紀末に始ま ったアーツ・アンド・クラフツ運動	相互に矛盾している。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-197		学校 高等学校		教科 芸術	種目 工芸Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	40	右上	「デ・スタイル」 及び、年表中『デ・スタイル』	表記が不統一である。	3-(4)	
12	41	右上	デザインの分野におけるモダニズムとは、1920年代に台頭した…運動を意味する。 及び、左下 年表中 1930年代 モダニズム運動	相互に矛盾している。	3-(1)	
13	43	右上	戦中から戦後の工芸 説明文2-3行 ブルーノ・タウトやシャルロット・ペリアンといった世界的なデザイナーを招へいするなど、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のブルーノ・タウトの本業)	3-(3)	
14	45	左中	日本地図上 対馬	誤りである。 (地図の色表示)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-198		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	2	左下	作品を～押印します。	不正確である。 (記述内容全体)	3-(1)	
2	4	左上	小篆・大篆	誤記である。	3-(2)	
3	13	右中	祭祀用具とされた～大別されます。	不正確である。 (祭祀用の青銅器の分類)	3-(1)	
4	14	右中	「①～⑮の番号は時代順」と14・15ページの図版	相互に矛盾している。	3-(1)	
5	19	右下6	南	誤記である。	3-(2)	
6	46	右下3 ～6	仏教文化が～刻されました。	不正確である。 (記述内容全体)	3-(1)	
7	47	右上	説明文(左払いは途中で方向を変えて払う)と図版中の左払い	相互に矛盾している。	3-(1)	
8	102 - 106		書の変遷	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (2 内容 B 鑑賞 (1) 鑑賞 イ (ウ) 漢字の書～その歴史)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-199		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	左上	小篆	生徒が誤解するおそれがある。 (書体)	3-(3)	
2	8	左下	足・今	誤記である。	3-(2)	
3	11	左下	読み(つらゆき～もみぢしにけり)	表記が不統一である。	3-(4)	
4	17		発展学習(2か所)	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱 いが不適切である。 (3 内容の取扱い (3) 内容の「A表現」の(1) については漢字は楷書, 行書, 草書及び隸書…を 扱う…)	2-(1)	
5	18	上	吉田健太郎の「健」・長谷川絢音の「 絢音」	誤記である。	3-(2)	
6	29	1	紀元前三世紀	不正確である。 (三)	3-(1)	
7	37	1	「①縦二〇・四cm… ②縦二三・四cm …」と左の図版中の①②	相互に矛盾している。	3-(1)	
8	53	左下	其の清華を比ぶる	表記が不統一である。 < 釈文と不一致 >	3-(4)	
9	84	下21	「会たま予、」の前	不正確である。 (訓読の脱落)	3-(1)	
10	91	左下5	「16世紀 1541年」と王鐸の生没年	相互に矛盾している。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-199		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	91		「本作品の一行目・二行目中段の部分（左下13-14）」と87～90ページの図版	相互に矛盾している。	3-(1)	
12	118 - 123		日本・中国の書と周辺文化の変遷	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (2 内容 B 鑑賞 (1) 鑑賞 イ (ウ) 漢字の書～その歴史)	2-(1)	
13	122	13 - 14	安土桃山から室町時代は	不正確である。 (時代の前後)	3-(1)	
14	132		図版	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-200		学校 高等学校		教科 芸術	種目 書道Ⅱ	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全巻		図書の内容全体	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (3 内容の取扱い (6)、書道Ⅰの3 (11) 「…書に関する知的財産権について触れるようにする。」)	2-(1)	
2	51	右下	図版 (大盂鼎)	教材の選択が不適切である。 (図版「光」)	固有 2-(3)	
3	83		図版	歴史的評価が定まっていない。	固有 2-(4)	
4	96 - 99		書の変遷	学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (2 内容 B 鑑賞 (1) 鑑賞 イ (ウ) 漢字の書～その歴史)	2-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

